

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年8月9日(2023.8.9)

【公開番号】特開2022-29891(P2022-29891A)

【公開日】令和4年2月18日(2022.2.18)

【年通号数】公開公報(特許)2022-030

【出願番号】特願2020-133481(P2020-133481)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 312 A

A 63 F 7/02 315 A

【手続補正書】

【提出日】令和5年8月1日(2023.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上部に意匠部が形成された前枠と、

遊技領域を形成する遊技盤と、

抽選の実行に応じて図柄の変動表示及び停止表示を行う図柄表示手段と、

前記図柄表示手段が停止表示を行う図柄として非当選図柄か、もしくは複数種類の当選図柄のうちいずれか1つを選択する停止図柄選択手段と、

前記非当選図柄又は前記当選図柄のいずれが選択された場合も図柄の変動表示に関する変動パターンを共通の処理を用いて選択する変動パターン選択手段と、

前記遊技領域の上部に配置され、遊技球を案内する外周面及び内周面を有した誘導通路とを備え、

前記遊技盤の盤面に対して垂直方向に延びる線のうち、前記外周面の頂上を通る線を第1基準線とし、

前記第1基準線に対する鉛直線が交わり得る部分のうち、前記意匠部の下面における最も後側の部分を第1意匠部とし、

前記第1基準線に対する鉛直線が交わり得る部分のうち、前記意匠部の下面における最も下側の部分を第2意匠部とする、

前記第1意匠部は、前記第1基準線よりも下方に位置するとともに、前記第1基準線からの距離が遊技球の直径以下となっており、

前記第2意匠部は、前記第1基準線よりも下方に位置するとともに、前記第1基準線からの距離が遊技球の直径以上となっていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

遊技領域を形成する遊技盤と、

前記遊技盤に設けられた外レールと、

抽選の実行に応じて図柄の変動表示及び停止表示を行う図柄表示手段と、

前記図柄表示手段が停止表示を行う図柄として非当選図柄か、もしくは複数種類の当選図柄のうちいずれか1つを選択する停止図柄選択手段と、

前記非当選図柄又は前記当選図柄のいずれが選択された場合も図柄の変動表示に関する変動パターンを共通の処理を用いて選択する変動パターン選択手段とを備え、

40

50

前記外レールには、前記遊技盤への取り付け位置を案内する所定の案内部が複数形成されており、

遊技球の発射方向に沿って前記外レールが前記遊技盤に取り付けられた状態において、前記外レールの始端から左端までの範囲を第1の範囲とし、前記外レールの左端から上端までの範囲を第2の範囲とし、前記外レールの上端から終端までの範囲を第3の範囲とする。

前記所定の案内部は、前記第3の範囲には形成されていないことを特徴とする遊技機。

10

20

30

40

50